

久喜市の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

久喜市の職員等の旅費に関する条例(平成22年久喜市条例第55号)の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第1章 総則」を削る。

第2条第1項第1号を削り、同項第2号中「以下」を「次号において」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「以下」の次に「この号において」を加え、同号を同項第2号とし、同項第4号中「職員については」を「場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)が認める場合には」に、「又は居所)」を「、居所その他旅行命令権者が認める場所)」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「配偶者」の次に「(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」を加え、同号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であって、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。)を締結したものをいう。

第2条第2項及び第3項を削る。

第3条第1項中「、又は赴任し」を削り、同条第2項第1号中「又は赴任」を削り、「以下」の次に「この号及び第3号並びに次項並びに第18条において」を加え、同項第2号中「又は赴任」を削り、同条第3項中「第4号」を「第3号」に改め、同条第6項中「、第4項及び前項」を「及び前2項」に改め、「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。)」及び「その出発前に」を削り、「を取り消され」を「の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)」を受け」に、「において」を「その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なった」を「なる金額又は支出を要する」に、「市長が」を「規則で」に改め、同条第7項中「交通機関等の事故又は」を削り、「市長が定める事情」を「規則で定める事情」に、「市長が定める金額」を「規則で定める金額」に改め、同条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの

項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当すべきものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者若しくは旅行依頼を行う者又はそれらの委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)」を「旅行命令権者」に改め、「以下」の次に「この条及び次条において」を加え、同条第3項中「を変更(取消しを含む。以下同じ。)する」を「の変更をする」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項本文中「これを変更する」を「その変更をする」に改め、「以下」の次に「この条において」を加え、「当該旅行に関する事項を記載し、これ」を「規則に定める事項の記載又は記録をし、当該事項」に、「提示し」を「通知し」に改め、同項ただし書中「旅行に関する事項を記載し、これを提示する」を「事項を記載又は記録をする」に改め、同条第5項中「を記載し、これを当該旅行者に提示し」を「の記載又は記録をし」に改め、同条第6項を削る。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に改める。

第6条第1項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費」に改め、同条第2項から第12項までを削る。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(旅費の計算)」を付し、同条中「最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により」を「旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に定める種目及び第9条から第17条までに規定する内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって」に改め、同条ただし書中「によって旅行し」を「により旅行し」に改める。

第8条から第12条までを削る。

第13条第1項中「するもの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を加え、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第3項中「旅行命令権者」を「市長」に改め、同条第4項中「様式、第2項及び前項」を「前2項」に、「市長が」を「規則で」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の5条を加える。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額

の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額(規則に定めがある場合は、その額)とする。
(船賃)

第10条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額(規則に定めがある場合は、その額)とする。
(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払う場合であって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額(規則に定めがある場合は、その額)とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する

費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用
(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、内国旅行にあっては2万7,000円まで、外国旅行にあっては6万5,000円まで、それぞれその範囲内において旅行地の区分及び旅行者の職の区分に応じて規則で定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。第14条を次のように改める。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から前条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

「第2章 内国旅行の旅費」を削る。

第15条から第21条までを次のように改める。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、内国旅行にあっては一夜当たり2,400円とし、外国旅行にあっては一夜当たり5,400円までの範囲内において旅行地の区分に応じて規則で定める額とする。

(渡航雑費)

第16条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第17条 死亡手当は、職員の外国における死亡(第3条第2項第4号に掲げる場合に限る。)に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、93万円とする。

(退職者等の旅費)

第18条 第3条第2項第1号又は第3号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張の例に準じて規則で定めるものとする。

(遺族等の旅費)

第19条 第3条第2項第2号又は第4号の規定により支給する旅費(死亡手当に係るものを除く。)は、出張の例に準じて規則で定めるものとする。

(証人等の旅費)

第20条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、特別の定めがある場合を除くほか、市長が定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第21条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第22条から第26条までを削る。

第3章を削る。

「第4章 雑則」を削る。

第37条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「市以外の者から旅費の支給を受ける」に、「その他当該」を「その他」に、「又は当該」を「又は」に改め、同条を第22条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第23条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則等の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則等の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、市規則で定める。

第38条中「この」を「この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅

費の支給の手續その他この」に、「市規則」を「規則」改め、同条を第24条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の久喜市の職員等の旅費に関する条例(以下この項から附則第4項までにおいて「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の久喜市の職員等の旅費に関する条例(以下この項及び次項において「旧条例」という。)第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受ける場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第23条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。
(久喜市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正)
- 5 久喜市証人等に対する実費弁償に関する条例(平成22年久喜市条例第46号)を次のように改正する。

第2条第1項中「額は」を「額及び支給方法は」に、「に規定する7級以下の職務にある者に支給される旅費に相当する額とする」を「及びこれに基づく規則の規定により一般職の職員に支給する旅費の例による」に改め、同条第3項を削る。

